

越谷市公告

越谷市越谷駅東口駐車場設置及び管理条例施行規則（平成23年規則第60号）第11条第1項の規定により、越谷市越谷駅東口駐車場の利用料金を承認したので、同規則第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月27日

越谷市長 高橋 努

利用区分及び利用料金 別紙のとおり

## 越谷市越谷駅東口駐車場 利用区分及び利用料金

平成26年4月1日から適用

区分	普通自動車等	条例第4条第3号に掲げる自動車等
一時利用	入場から30分まで無料とし、これを超過したときは、午前8時から午後8時までの間にあつては超過時間30分までごとに100円、午後8時から午前8時までの間にあつては超過時間60分までごとに100円をそれぞれ加算した額。ただし、午前8時から午後8時までの間にあつては1,000円を限度とし、午後8時から午前8時までの間にあつては500円を限度とし、出場するまで以後同様とする。	入場から1時間まで100円とし、これを超過したときは、超過時間30分までごとに50円を加算した額。ただし、入場から6時間を経過したときは、12時間まで600円を限度とし、入場から12時間を超過したときは、600円に超過時間30分までごとに50円を加算した額とする。
定期利用	全日定期利用 1月当たり18,000円 平日定期利用 1月当たり13,000円	
プリペイドカード	2,000円券(発行時に記録する金額は2,200円) 2,000円 5,000円券(発行時に記録する金額は5,500円) 5,000円	
回数駐車券	【一般】 100円券(11枚つづり、発行時に記録する金額の合計額は1,100円) 1,000円 200円券(11枚つづり、発行時に記録する金額の合計額は2,200円) 2,000円 【特定商業者】 100円券(11枚つづり、発行時に記録する金額の合計額は1,100円) 500円 200円券(11枚つづり、発行時に記録する金額の合計額は2,200円) 1,000円	

※「条例」とは、越谷市越谷駅東口駐車場設置及び管理条例(平成23年条例第14号)をいう。

※「特定商業者」とは、特定商業者による越谷市越谷駅東口駐車場回数駐車券の購入等に関する要綱(平成25年告示第101号)第2条に規定する者をいう。